
特定健康診査・特定保健指導の実施に係る個人情報 の利用にあたっての同意について

個人情報の保護に関する法律（平成15年法第57号）では、個人情報の目的外利用や第三者に提供する場合は、本人の同意を得ることとされています。

長野県市町村職員共済組合では、「高齢者の医療の確保に関する法律」の施行により、平成20年度よりメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導が義務付けられたことに伴い、対象者に対し特定健康診査・特定保健指導を実施しております。その円滑なる実施のため、個人情報を以下のとおり利用する場合があります。

1 組合員

- (1) 特定保健指導の対象者名簿を組合員が所属する事業主に対して書面又は電子データで通知することがあります。
- (2) 特定保健指導を外部保健指導委託機関で実施する際は、対象者の名簿と健診結果を書面または電子データで外部保健指導委託機関に通知することがあります。

2 被扶養者（任意継続組合員及びその被扶養者を含む）

- (1) 特定健康診査の対象者の名簿を組合員が所属する事業主及び組合員へ書面または電子データで通知することがあります。
- (2) 特定保健指導の対象者名簿を組合員が所属する事業主に対して書面又は電子データで通知することがあります。
- (3) 特定保健指導を外部保健指導委託機関で実施する際は、対象者の名簿と健診結果を書面または電子データで外部保健指導委託機関に通知することがあります。

これらにつきまして、ご本人から特段のお申出がない場合は、「黙示による包括的な同意」をいただいたものとして上記のとおり個人情報を取り扱いますので、ご了承くださいませようお願いいたします。

なお、同意されない方につきましては、本組合までお申出ください。